

## 一般廃棄物搬入許可申請の流れ

### ①市町村の窓口で手続き

一般廃棄物排出元（ごみが発生した市町村）の各市町村の窓口に備えてある「一般廃棄物排出届兼指示書」に必要事項を記入し、各市町村の窓口で申請する。  
※申請の際には、申請者（代表者）の押印が必要ですので、印鑑をご持参いただくか、書類を持ち帰って後日申請をお願いいたします。



### ②市町村の窓口で手続き

申請内容の確認後に、各市町村からメルトセンターへ搬入するよう指示された場合は、市町村からの指示が記載された「一般廃棄物排出届兼指示書」を受け取る。



### ③メルトセンターで手続き

各市町村の窓口で受け取った「一般廃棄物排出届兼指示書」と併せて、同封の「一般廃棄物搬入許可申請書」に記入のうえ、安芸広域メルトセンターの窓口へ提出する。申請書を提出する際に、搬入許可手数料を現金で支払う。

※1 これまでメルトセンターに直接、搬入許可申請書を提出していた事業者も令和8年度以降は、一般廃棄物排出元の市町村（ごみが発生した市町村）の担当課窓口で手続きが必要となります。

※2 一般廃棄物排出元の市町村ごとに手続きが必要となります。

※3 一申請ごとに搬入許可手数料の納付が必要となります。

例： A事業者 室戸市、安田町、芸西村  
3市町村×2, 090円=6, 270円

B事業者 安芸市、奈半利町  
2市町 ×2, 090円=4, 180円

不明な点がございましたら、安芸広域メルトセンターまでお問合せください。

お問合せ先  
安芸広域メルトセンター  
月～金 8:30～12:00 13:00～17:00  
TEL：0887-32-0322  
FAX：0887-32-0323  
担当：西田、谷本